



扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢年金等(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります(障害年金や遺族年金には税金はかかりません)。所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円以上の方のみです(65歳未満の方は108万円)。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金等に係る源泉徴収の際にこの控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(ハガキ)」(以下、「扶養親族等申告書」といいます)を社会保険庁に提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、毎年10月下旬に社会保険業務センターから対象となる年金受給者の方に送付されますので、必要事項を記入の上、社会保険業務センターにすみやかに返送してください。なお、提出期限については、社会保険庁が指定する12月上旬の日が扶養親族等申告書に記載されています(今年は12月1日)。

また、扶養親族等申告書が届かない場合や、なくしてしまった場合などには、社会保険庁ホームページをご覧くださいか、お近くの社会保険事務所、または「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)にお問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

仙北市の医療費(9月診療分)

●国保

世帯数	5,354戸
被保険者数	10,212人
総医療費	18,022万4千円
1人あたり医療費	17,648円

●福祉医療

受給者	3,346人
個人負担への助成額	1,637万1千円
1人あたり助成額	4,892円

●後期高齢者医療被保険者数

11月1日現在	5,501人
---------	--------